

## 裁判員経験者と法曹三者との意見交換会議事要録

日 時 平成 27 年 10 月 16 日（金）午後 3 時から午後 5 時まで  
場 所 さいたま地方裁判所裁判員候補者室（A 棟 1 階）

### 参加者等

司会者 佐々木 直 人（さいたま地方裁判所第 4 刑事部部総括判事）  
裁判官 古 玉 正 紀（さいたま地方裁判所第 4 刑事部判事）  
検察官 南 部 晋太郎（さいたま地方検察庁公判部・検察官）  
弁護士 川 原 祐 介（埼玉弁護士会所属）  
裁判員経験者 2 番 50 代 男性（以下「2 番」と略記）  
裁判員経験者 3 番 60 代 男性（以下「3 番」と略記）  
裁判員経験者 4 番 70 代 女性（以下「4 番」と略記）  
裁判員経験者 5 番 70 代 男性（以下「5 番」と略記）  
裁判員経験者 6 番 60 代 男性（以下「6 番」と略記）  
裁判員経験者 7 番 50 代 女性（以下「7 番」と略記）

### 議事要旨

別紙のとおり

司会者

それでは、裁判員経験者の皆様方との意見交換会を始めさせていただきたいと思  
います。改めまして、私は本日司会を務めますさいたま地裁第4刑事部裁判官の佐  
々木と申します。どうぞよろしく願いいたします。本日は、6名の裁判員経験者  
の皆様に参加していただきました。御協力いただきまして、まことにありがとうご  
ざいます。皆様率直な御意見をお聞かせいただければと思っておりますので、よろ  
しく願いいたします。本日は、法律家からも代表として、私以外にも裁判官、検  
察官、弁護士1人ずつ参加しておりますので、まずはそれぞれ簡単な自己紹介をお  
願いしたいと思います。

古玉裁判官

さいたま地裁第4刑事部の裁判官の古玉と申します。よろしく願いいたします。  
私もさいたまに来て1年半ぐらいたちまして、裁判員裁判を20件ぐらい担当した  
んですけども、実際に裁判員裁判やっている中で裁判員の方からいろいろとこち  
らで全然気づいていなかったような点を御指摘いただいて、ちょっと考えが足りな  
かったなというのを非常に感じる場所が多いところでもあります。ですので、今日  
もまた何でも気づいたことを御指摘いただいて、改善できる場所はすぐ改善をし  
ていきたいと思っております。今日はどうぞよろしく願いいたします。

司会者

引き続きまして、検察官の方からよろしいでしょうか。

南部検察官

さいたま地検公判部に所属しております検事の南部と申します。よろしく願い  
いたします。私もさいたまに来て1年ちょいというところなんですけれども、裁判  
員裁判含め、公判審理に従事しているところでございます。検察庁も分りやすい公  
判審理の実現ということでさまざま工夫を凝らしているつもりではございますが、  
まだ道半ばのところでございます。本日皆様から貴重な御意見を頂戴できればと  
いうふうに考えております。よろしく願いいたします。

司会者

弁護士からお願いいたします。

川原弁護士

弁護士の川原と申します。よろしく申し上げます。現在私自身も裁判員事件が1件係属しておりますし、先日も裁判員事件が終わったところでして、皆様の裁判員の方の率直な意見を伺えたら大変参考になると思いますし、また弁護士会の方に持ち帰って、よりよい裁判員事件を行うことができるようにフィードバックできればと思いますので、今日はよろしくお願いいたします。

司会者

それでは、早速中身に入っていきたいと思います。まずは、事件を担当されました全般的に今どのような感想をお持ちなのかということをお順番におっしゃっていただければというふうに思います。それからあわせて、その審理の日程に関する御意見、週何日ぐらいが適切かですとか、あるいは1日当たりの審理時間ですとか、休憩時間等々をお聞かせいただければというふうに思っております。まず、2番さんが担当されました事件は、複数の共犯者と一緒に行った傷害致死の事件で、職務従事予定期間は4日間、争点としては量刑、刑をどのように決めるかというところだったという事件でしたでしょうか。

2番

まず、感想ですけれども、こういうことを経験することができまして、非常によかったなと思っております。誰もが経験できる内容ではないということなので、決まったからには積極的に審理等々インボルブしようかなというふうに思いました。日程についてなんですけど、実質1日半と最終の判決宣告ということで、4日のつもりでいろいろと週の計画はしたものの、短くなってよかったのかどうかというのはちょっとありますが、気持ち的には大分意気込みを入れたつもりだったんですけど、ちょっと拍子抜けしたようなところがあります。あとは、1日当たりの審理時間等についても、1日目はいろいろな説明とか、どういった背景だとか、そういったこ

とに結構時間が費やされたんだらうなと思いますので、結構時間を使いましたが、以降はそんなに時間も使うこともなく、内容的にもそのような流れで適当だったかなというふうに思っております。また、休憩時間等についても適宜時間をとっていただいたというふうに記憶しておりますので、非常に適切な配慮だったかなというふうに思っております。

司会者

一点、拍子抜けしたというふうにおっしゃったところがあったんですけど、予定より短く。

2番

4日間ずっと来なければいけなかったのかなと思ったんですが、実質1日半と最終の判決が15時からあって、それも短い時間で終わったということだったので、拍子抜けという表現の仕方はよくなかったかもしれないですけども、意気込み過ぎたかなというふうに思っています。

司会者

3番さんの事件ですけども、強姦致傷と強制わいせつ致傷の事件で、職務従事予定期間は4日間、争点は量刑以外に、強姦致傷事件について、強姦する気持ちが暴行の前からあったのかどうかということが問題になっていたということでしょうか。

3番

まず、一つは審理は非常に詳しくて、また時間を予想以上にかけていて、大変びっくりしたんですけど、非常にいいことだなというふうに思いました。

私も4日間だったんですけど、たまたま間の水曜日が祭日として、1週間の日程としてはやっぱり4日間、その間に1日、4日間ということは水曜日休みにしていただいているのがいいと思うんです。理由としましては、家に帰ってからもそうなんですけど、その休日のときに、その前2日間のいろんな内容をもう一回思い起こして、事件を見直したいということで、そういった意味ではよかったなと思って

います。

司会者

ありがとうございました。引き続きまして、4番さんの事件は、共犯者とした覚せい剤の営利目的での輸入と関税法違反、職務従事予定期間としては3日間で、量刑が争点だったということによろしいでしょうか。では、4番さんからもお願いいたします。

4番

全体的な感想なんですけれども、やはりこんな重大な事件に自分が参加して、やっつけられるのかなというすごい不安と緊張がありましたけれども、いろんな方、関係者の方のリードによってスムーズにできて、いい体験させていただけたというのが一番の感想でありました。日程につきましては、たまたまここへ来た日が雪が降ってきたりして、非常に寒い日であったんです。それは仕方ないなと思いましたけれども、あと私もいろんな仕事、ここだけじゃない、ちょっと違う方の仕事をしています、日程がいろいろあったんですけれども、3日間でよかったのかなと思う反面、2日目のときが5時ぐらい、夕方までなったのかなという思いがあります。寒かったときに夕方の遅い時間だったんで、ちょっときつかったかなという気がいたしました。もう一回、半日ぐらいでも入れていただけたら、もっとゆったりできたのかなと思いました。日程的には、仕方ないなという思いもありますけれども、ちょっと時期が寒かったということがありましたので。

司会者

気候の状況に応じて、もし可能であれば少し柔軟に帰宅時間等も考慮してもらえればというようなところでしょうか。

4番

そういう気がちょっといたしました。

司会者

5番さんも4番さんと同じ事件を担当されたということですね。

## 5 番

実際かけた日数が適切だったとか、長かったのか短かったのかというのは分りませんが、単に感想的に言えば、あれぐらい議論したんだから、あれぐらいの事件はあれぐらいは費やすものなのかなというのが、体験的にはそう思いましたですね。ただ、朝9時半ぐらいにここへ来るようになると、普通のサラリーマンと同じように出勤するような感覚ですから、もう少し時間的にはゆとりがあってもよかったかなんてというのが私の個人的な感想です。

## 司会者

6 番さんですけれども、強盗強姦未遂、住居侵入、強盗致傷、窃盗の事件、職務従事予定期間は4日間、争点としては、強盗強姦未遂の事件について、強姦するという気持ちまであったのかということ、それからどのような暴行や脅迫を加えたのかということが問題になっていたということによろしいでしょうか。

## 6 番

人生の経験の中で初めて裁判と、人を裁く、その場に私も参加させていただいて、一般人の常識というんですか、そういうものがこういう裁判でどのぐらい反映できたのかなというようなことは、自分なりに考えても、ちょっとうまく発言というか、そういう判断できたのかなというのは、ちょっと疑問に思っていますし、反省もしていますし、ほかの皆さんのあれを聞いてみても、あったのか、なかったのかなというようなちょっと感想を持っています。日程的には、先ほども言いましたように私らも初めてなんで、これが十分なのかどうかというのは分りませんが、裁判の初日が金曜日に当たって、朝からずっと夕方までやるということで、一字一句を漏らさずに聞こうというあれがあったもんですから、すごく疲れたなという思いがありました。土日を挟んで、今度月曜日ということで、週をまたがないで、月、火、水、木、金の中で続いた方がよかったかなというようなこともちょっと思っています。初日が朝から夕方までいろんな人の、例えば検察側の話を初めて聞くもんですから、よく耳を立てて、一字一句を漏らさずにということをやっていたもんで

すから、随分疲れた覚えがありました。あと、2日目も月曜日だったんですけども、今度反対側の弁護側というようなことがあって、同じようにずっと、初めて聞くことばかりだったもんですから、ちょっとテレビなんかで見たような、ああいう裁判なのかなと思ったら、結構文章を淡々とずっと読んでいるもんですから、もうちょっとポイントというか、どこに強調して訴えたいのかというのが何となく伝わらずに、だらだらと長くしゃべっているというのがあって、どこに主張したい部分があるのかなというのがなかなか分りづらかったかなというような感じがいたしました。

司会者

ありがとうございました。今おっしゃられた証拠調べのときのところにつきましては、また後のところでもぜひ具体的に御発言いただければと思います。日程の関係でいいますと、やはり初日というのは本当に初めてのところでいろんな情報が入ってくるというところなので、そのあたりでやはりかなり集中力が必要だったというところでしょうか。2日目も続いた方がよかったというのは、やはりその記憶をそのまま維持したまま続きの審理にも入りたいといったような、そういうようなところのお気持ちですか。

6番

個人的にはその方がよかったのかなと、今考えると。

司会者

7番さんの事件は強姦致傷の事件でして、職務従事予定期間は3日間、量刑が争点だということになりますでしょうか。

7番

私の場合は、皆さんと違って、水、木、金と続いて判決だったんで、すごくやりやすかったです。それと、もっと思っていた以上に結構大変なのかなと思っていたのに比べれば、私の場合は量刑を争う方が多かったので、結構楽でした。

司会者

ありがとうございます。それでは、まず、公判審理の質問です。評議に入る前の

法廷での裁判の中身ということです。裁判員裁判に参加していただいて、最後どういう結論を出すかということは評議で決めるわけですが、その前提として、公判での審理の中身というのがやはり分らなければ、実質的な自分の意見を述べにくいということになってくるというふうに思いますので、その意見を言う前提として、法廷のやりとりが分りやすかったかどうかと、その問題についてお聞きする質問になっております。冒頭陳述というところを伺おうというふうに思います。証拠を調べる最初の段階で、検察官と弁護人の方から事件の見立てについてプレゼンテーションが行われたと思います。この最初の検察官、弁護人の説明について、お聞きになっていて、事件の争点やポイント、つまりこの事件で何が争われているんだ、何について、どこにポイントを置いて判断する必要があるのか、その点について検察官と弁護人の主張がどう違うんだろうといったようなことが分りやすかったか、あるいは、いや、ちょっとここは分りにくかったなという感想をお持ちなのかという点を順番にお伺いしたいと思います。

2番

最初は、明らかに違うというようなところを判断するのは多分難しかったんだろうなと。中身が多分量刑が争点に最終的にはなったというところで、被告人が事件に自律的にかかわったのか、そうでなかったのかというところが最終的には判決のところに刑として出てくるんですが、検察側と弁護人の主張の違いは最終的には理解ができました。

司会者

量刑が争点ということですから、検察官、弁護人の主張が全部食い違っているとか、そういう話ではなくてというところの中で、最終的には、先ほど自律的とおっしゃったのは、共犯の事件なんで、その中での本人がどの程度積極的ですか、そういうようなあたりのことでしょうか。

2番

そういうことでございます。



### 3番

検察官の話し方や書面の使い方というのは非常に分りやすくてよかったと思っています。弁護人の方なんですけど、まず最初にかばんから書類を取り出すときに物すごく時間かかっていたんです。事前の整理をしていないのかよと言いたくなるほどでした。それから、2つ目に、弁護内容がいま一つ心に響きませんでした。最後に、弁護人が話している間中、片手もしくは両手ともポケットに突っ込んでいたんですけど、非常に見苦しくて、いい印象を持てませんでした。以上です。

### 4番

私は、検察官の方が朗読というか、読んでいただいたときは、とっても声もはっきりしてましたし、よく分りました。ああ、こういう事件なのだな、この事件は、大変な事件だなという、そのときすごく深く思いました。そこへ来て今度は弁護人は、弁護人という立場があるんでしょうけども、すごくかばうような雰囲気だったのかなって。検察官がおっしゃることと弁護人がおっしゃることにはすごく差があったのかなという気がいたしました。

### 5番

今4番の方がおっしゃるように、同じ事件でしたから、感想としては大体同じなんです。ただ、私の説明をつけさせていただくと、検察の方はやっぱり組織的なものでおやりになっているんで、証拠の写真を出したり、いろいろ力を感じるわけです。弁護士の方も大分努力はなさっている様子は見えるんですけども、やっぱりちょっと力で弁護人の方が・・・いや、おやりになっているのはもう席を離れて、真ん中の方に行って、裁判席に向かって、おやりになっているんですけども、やっぱり通り一遍と言うと弁護人の方に申しわけないんですけども、専門用語が分んないけども、何か家族の方が一生今後面倒見るから、何とか刑は軽くとか、そういうような訴えですよ。そういうのを見ても、やっぱり事件が加害者と被害者がいるんだったら我々もどっちの、加害者の方が言っていることが正しいのか、被害者の言っていることが正当性があるのかというのを判断しやすいんですけども、加害者、

被害者いないんですよね。

6 番

冒頭陳述ということについて、先ほども言いましたけども、結構長く皆さん話があるんで、例えばポイントを先にぱっと言っていたら、それで経緯をやっていたらと。弁護士さんの方もポイントを言わないと、何かずっと経緯をしゃべってくると、どこに言いたいところがあるのかって、我々もずっと緊張して、聞き耳を立てて聞いているんですけど、疲れてくるんで、やっぱり争点のところを、ポイントを、自分はここを主張したいんだというのを先にぽんぽんと何点か出していただいて、それについて解説というか、後でしていただく方がやっぱりポイントになるところを十分に聞こうというところは働くかなというような感じを受けました。そういう意味でいうと、余り長く文章を読んでいるようなことになっちゃうと、どこに争点があるのかなというのがだんだん自分の中でも整理がつかなくなってくるというような、そんな印象を持ちました。

司会者

実際に時間も長くかけていたという感じだったのでしょうか。

6 番

そんな印象を持っています。

司会者

まさにポイントをつかんでいただくための冒頭陳述なんで、多分時間、もうこのぐらいになったんじゃないかとか、このぐらいが集中力が入ってポイントをつかむのに適切な時間だという、何かそこら辺も御意見あれば。

6 番

終わった後で裁判官の方とお話をしたときに、ああ、こういうところがポイントなんだなというのが、自分の中で整理がうまくいったというようなところですよ。

7 番

私の場合、検察官の人も、弁護人も、はっきり主張だけが出たもんですから、割

と私の裁判はやりやすかったです。

司会者

かなり、もうまさにここを判断すればいいという要素が絞られていてというところですかね。ありがとうございます。検察官、弁護士、裁判官の方からも、ここまでのところで何かあれば。

川原弁護士

すごく参考になりました。一点ちょっと6番の方にお伺いしたいんですけど、冒頭陳述のところで弁護人が結構経緯のところをしゃべっちゃっていて、何がポイントだったかちょっと分りづらかったという御指摘あったと思うんですけども、経緯というのは実際ずっと何か、どういったものを、何かストーリー的にずっとこの人はこんな感じで、この日はこんなことをしていましたみたいな感じの、経緯というのはもうちょっと具体的にお伺いできればと思うんですけども。

6番

ちょっと印象なんで、振り返ってみて、そういう長く、抑揚のないというんですか、ポイントのない、何か話だったのかな。ただ、言っていることは多分被告人を、こういう意図でやったわけじゃないとか、多分そんな話をしていたんだろうと思うんですけども、何となく弁護するというポイントが聞いていて分りづらい。だから、流れがずっとこう来ているんで、多分そういうことを言わないとというようなことで書かれた文書を結構長く読んでいたというんですか、そういうような印象を持っているもんですから、そうするとポイントというか、余り感情表現もないし、抑揚もないような、文書をずっと読んでいるような、そういう印象があったもんですから、聞いていて、どこを弁護したいのかなというのが、本当にこの人をどういう点で弁護したいのかなというのがやっぱり分りづらい、そんな印象だったんじゃないかなと自分なりには思っています。もちろん多分いろんなことを弁護したいというのはその中では多分いろいろ言っていたと思います。

川原弁護士

ありがとうございました。一点だけもう一つ確認したいことがあるんですけど、その冒頭陳述の際に、弁護人の方からは何かメモみたいなものというのは事前に配付はあったんですか、それとも何にもない状況でいきなりしゃべり始めているみたいな感じですか。

6番

何かいろいろ回ってきたのは覚えているんですけど、今それがあったかどうかとは覚えていません。

司会者

そこ以前に、とにかくポイントをつかんでというところが大事ということでしょうかね。ありがとうございました。では、引き続きまして今度は実際の証拠を調べるところに入って伺いたいというふうに思います。いろいろ事件によって違いはあると思いますが、証拠書類が読み上げられたり、モニターの画面に映ったり、あるいは証人の方が出てきて、証人尋問ということで目の前で話をされたり、そういったような組み合わせで証拠調べが行われたというふうに思います。お聞きしたいのは、その証拠というのが実際、最後判決を出すに当たって、あるいは評議するに当たって、どういう関係で、どういう事実を立証しようとしているんだ、証明しようとしているんだらう、どんな事実がそれで立証、証明できたんだらうかということが、その証拠を調べて、見たり聞いたりされているところで分りましたかという質問でございます。これ証拠の中身や内容が、ああ、どういうことを言っているなというのが分っても、それが最初の冒頭陳述で話がありました検察官や弁護人の主張とどう関係して、どうつながってくるんだというところがよく分らなかったですとか、いかにもこの証拠というのは調べる意味がなかったんで、関係ないんじゃないんですかというようなところで何か記憶に残っているところがあれば伺えればというふうに思います。6番さんのたしか最初の御意見のところでもちょっとポイントをついていないというような、あるいは証拠の中身の関係での御意見があるのかなと思いますけど。

## 6番

被害者の方が、証言をされていたということで、その事実が正しいのかどうかというのがちょっと聞いても、例えばそういう異常な環境の中で行われたというか、事件が起きているんで、事細かに覚えているのか覚えていないのかというのがちょっと、それが正しいかどうかというのがなかなか聞いただけでは我々の方でも判断できないんですけども、ただやっぱり気持ち的には非常によく分るんで、インパクトというんですか、すごく我々が後でいろいろ評議というんですか、皆さんで話し合いをするときには、そういった被害者の方の、事実関係がどうだったというよりも、そういう気持ちが、怖かったとか、恐ろしかったとか、そういった、そういう気持ちが非常によく分って、検察の方が言われているとか、弁護士さんが言われているよりも、やっぱり被害者の方が出てきてしゃべったことについては非常に印象が強かったなということ覚えています。よく出て証言されたなというようなちょっと感じは持っています。

## 司会者

やはり可能であれば、そういう重要な立場の方は、何か調書を読み上げるとかよりも、御本人に出てきていただいた方が印象に残っていいというような御意見でしょうか。ありがとうございました。

## 7番

私の場合、こういう状況だったらかわいそうだったなとか、やっぱり被害者の方が気になってしまうというんですか、証拠とか見ている、でも何でこんな暗いところを歩いたんだろうとか、そういう感じで、画面にこういう場所ですとか、いろんなのが出たときに、そういう思いで見えていました。説明的にはよく分りましたので、そういうときにどうしたらいいんだろうとか、いろんなことを考えながら説明を聞いていました。

## 司会者

ありがとうございました。7番さんの事件は、最初からかなり整理されていたよ

うでしたので、証拠の中で、あれっ、これは別に調べなくてよかったんじゃないというのの特にはなかったですか。

7番

なかったです。

司会者

ありがとうございました。5番さん、いかがでしょうか。

5番

先ほど言ったのと同じようなことになるかもしれないんですけども、検察の方から出される証拠は、もういっぱい出てくるんです。被告人が使っている運搬用の車は高級車でございますとか、共犯者らしき人のアパートはここにありましたとか、その駐車場がこうでとか、証拠はいっぱい出てくるんです。だから、やっぱり検察の方で相当証拠をお示しになるんで、相当体力があって、ワンサイドゲームというような印象は受けました。

司会者

5番さん担当の事件ですと、たしか量刑だけが争点ということですから、特に事実関係は争いがなかったということですよ。検察官の方から今いろいろ証拠が出てきたという話ですけども、逆に言うと、刑を決めるだけだったらこの証拠は別に出さなくてもいいんじゃないというふうに思うようなところというのはございませんでしたか。

5番

いや、それは我々裁判員が6人、補充裁判員お二人含めて8人いましたけども、証拠が出されるプロセス、過程で、覚せい剤を輸入するためには被告が海外まで行きましたと、被告の生活は実は生活保護の家庭ですと、そういうことが全部出ると、やっぱり裁判員の皆さんも、どうして生活保護なのに海外まで行けるの、航空運賃はどこから捻出されるのとか、あるいは高級車はどうしてそういうのに乗れるんだろうななんていうことは、参考にはなると思います。

司会者

ありがとうございました。あとは、むしろその最後に刑に結びつくところでの必要な証拠の形成というのはまた当事者の検察官なり弁護人の方の課題なのかなというふうに思いながら伺っておりましたけども、引き続きまして4番さんも同じ事件ということですけど、いかがでしょうか。

4番

私も同じ事件でありましたから、今5番さんがおっしゃったとおりでございます。そして、その証拠書類とか、さっきの航空機、こういうふうにしたとか、そんなのが事実が写真が入っていたり、文書を読んでいただいたりして、すごく手にとるようによく分りました、その経過というもの。私たちとにかく初めてこの裁判員したし、覚せい剤密輸を営利目的であるのがどんなふうな流れでやってきているのか、全く知らなかったもんですから、ああ、こういう方法で、この人はこういうんで、前科があるとかということを知っていますけれども、そんな何回も何回もやるほど魅力のあるこれは仕事だったのかなというのが、それだからこそ、こんないろいろなうまく事実を隠すような、うまく使いながら、分らない方法でやろうというのを、何回も重ねるごとに、さらに研究してきた人なんだなというのが、なおよく分りましたです。

司会者

引き続きまして、3番さん、いかがでしょうか。

3番

余り細かいところまでは鮮明に覚えていないんですけども、どのような事実が立証できたかという意味についてはよく分りましたし、裁判長からの説明があって、よりよく理解できたということです。

司会者

振り返ると、ちょっとこの証拠は要らなかったんじゃないかですとか、そういったので何か記憶に残られたようなのは。

3番

私の事件は、物的証拠はほとんどなくて、みんな状況証拠ばかりだったので、そういう意味ではそういうふうには感じませんでした。全てのものがやっぱり認定には必要なのかなというふうに私は感じました。

司会者

2番さん、いかがでしょうか。

2番

どのような事実が立証できたか分かるかという質問なんですが、事実って多分2種類あると思うんです。一つは表に見える事実、例えば物的証拠だったり、どういった行動したかという事実ですね。そういった事実はよく確認ができたので、よかったなと思います。余分なものがなかったかどうかというようなところについても、余分なものは全然なくて、あらゆる事実を知った上で判断する必要があると思うので、余分なものというのは多分なかったかなと。それから、もう一つの実事というのは、例えば今回の場合は量刑が争点になった内容なんですが、どれほどの積極性を持って犯人が、当時どういう気持ちでもってそういう行動したのか、その心の中の事実というのが、我々推察するに、それは例えば自白だとか、反省しているという事実から、当時の犯人の心の中の事実を探っていくみたいな形になると思うんですけれども、それだけで判断して、本当に当時の犯人の心の中の事実が判明できたのかな、どうなのかなというのは、いまだにちょっとアンクリアな部分でもあります。

司会者

ありがとうございました。もう少しこういう証拠を出せばとか、この証拠は要らなかったという問題というよりは、まさにその証拠からどう考えていくべきかというところというようなお話でしたかね。ありがとうございました。また、引き続きまして証拠調べの関係の質問させていただきます。証拠の中でも証人や被告人に対する質問ということでして、証言台のところに座ってもらって、その場でいろいろ



検察官あるいは弁護人の方から話を聞くというときですけれども、そのときの質問の仕方、それから質問の内容、時間のかけ方、そういったところについて何か、こうした方がよかったんではないかとかいったようなところで印象に残っていることがあればお伺いしたいという質問でございます。

## 2番

私の場合は、特に検察官や弁護人の質問の仕方が変だとか、それからおかしいな対応したとかという記憶は全くないので、非常に適切な対応されていたのではないかなというふうに思います。また、時間のところについても、むやみに時間をかけて、回りくどい説明をしたりだとか、そういったことはなかったというふうに記憶しています。

## 3番

特に証拠とか、そういうのに関しては、質問の仕方ですとかは問題があるというふうに感じたところはありません。証拠の中身については非常によく分かりましたし、先ほどもそうなんですけれども、やはり裁判長の方の補足説明があったんで、よりよく分かりました。

## 4番

私も、この私たちの事件の場合はもう本人が全部認めちゃっておりますので、特に反論するようなこともないし、ただ言われるままに、はいという返事をするような雰囲気でありましたので、検察官の方のやり方も適切であっただろうし、弁護人も特に声を大きくしてかばうような、そういう雰囲気も見られませんでしたので、すんなりいっていたのかなという感じがいたしました。

## 5番

4番さんがおっしゃるとおりで、私もそれに何もつけ加えることないんですけれども、あえて言えば、証人が証人の役割を果たしていないなというぐらい変な事件だったですね。

司会者

では、6番さん、お願いします。

6番

ちょっと今記憶が余りないんですけども、やっぱり私のやらせていただいた事件も、弁護側は、ただ本人がこういう事情があつてとか、こういう反省をしているとかということで刑を少し減らしていきたいということがあつたんですけども、やっぱり弁護側の方はちょっと、今考えると、少し苦しいのかなというような感じがあつて、先ほども言いましたように、やっぱり被害者の方が出てこられて、証言したことのインパクトというのは結構我々聞いていて大きいなということは、強い印象を持ったということは、後々までにもちょっと頭の中に、脳裏の中にはちょっと入っていたかな。特にちょっと特異な事件というんですか、こういう事件私も初めてというか、経験したもんですから、ちょっとショッキングなことを平然と話しているもんですから、ちょっとショッキングな部分はあつたんですけども、適切な質疑というんですか、質問だつたんじゃないかなと思います。

7番

私の場合は、全部適切に行われたと思っています。量刑を争うだけだったので、時間的にも全部ちょうどよかったんじゃないかなと思っています。

司会者

ありがとうございました。証拠調べの関係で、今6番さんからショッキングという話があつて、事件の細かい中身は結構なんですけども、それで、その関連で、何か不必要な証拠を調べたんじゃないかという中で、調べられた証拠ですとか、あるいは写真なりも含めて、そういったもので、これは必要以上に刺激が強かったりして、必要なかったんじゃないかというようなところも、もしあれば伺いたかったんですけど、特にそれも皆さんの関係された事件ではなかったということでもよろしいですか。あれば、個別に手を挙げて、参考までに伺えればと思いますけれども、よろしいでしょうか。

裁判員経験者

(挙手なし)

司会者

ありがとうございます。では、ここの証拠調べの関係でも、私以外からも、もし皆さんから質問があれば。

古玉裁判官

3番さんの担当された事件ですと、被告人と被害者の方とちょっと話が食い違っていたところがあったけれども、ちょっと被害者の方が来られなかったんで、結局直接お話は聞けずに、調書を読み上げてもらって、それで判断するというような形になったんですけども、被害者の方の話、ちょっと直接もし話聞けるのであればもう少し確認できたのになというふうに思われるようなところとかありましたでしょうか。

3番

強姦わいせつ罪ということで、やっぱり被害者の方は告訴するのに非常に勇気が要ったと思うんです。ですから、ちょっと呼んで聞くというのは余りにもかわいそう過ぎて、ただやはり一番そこで私が分らなかったんですけども、非常に暴行しているわけですね。顔面を拳で殴りつけたりとか、首を絞めたりとか、その以前に強姦の意思があったかなかったかということがそんなに量刑に違うということが私知りませんでして、そこが非常によく分って、結果としては、その前から意思があったんだというふうに判決になって、被害者の方を呼ぶということはちょっと思いません。

川原弁護士

裁判員の経験者5番の方にちょっと一点お伺いしたいんですけど、さっき、ぼろっと、証人の人が証人として役に立っていなかったみたいな話がちょっと出ていたんですけど、どういった意味で役に立っていなかったか、もうちょっと御説明していただければと思いました。

5番

何と言っていいか、とにかく言いようがないんです。証人というのは、もう少しかばうというか、何かそういうせりふになるんですか。

司会者

恐らくおっしゃっている証人というのは、いわゆる情状証人の関係ですか、被告人の更生ですとか立ち直りに協力する立場で出廷されているような証人でしょうか。

5 番

そうです。それで、聞いていて、見ていて、その役割を果たしていないという。

司会者

なかなかそれは、あるいは聞き方という意味では、まさに実際の証拠を調べた上でその評価というような話にはなるかと思えますけども、もう少し、あるいは弁護士立場としてこういったところを何か聞けばですとか、ポイントを置けばというところでお気づきのところがあれば、この機会にどうでしょうか。

5 番

それは、弁護士さんの立場からすると、被告とは事前に打ち合わせなんかはできますよね。だけど、証人の方とはできないというか、おやりにならない、あるいはやるとすれば極めてまれなケースということですか。

川原弁護士

情状証人で来ていただく場合は、普通に打ち合わせはできると思うんで、被害者の方だとなかなか難しいところはありますけれども、自分側の証人としていらっしゃる場合は事前に打ち合わせもよくしています。

5 番

それは、もう事前の打ち合わせがないに等しいというか、あれは、あればああいふことにはならないんじゃないかなというのが印象でした。

司会者

ありがとうございました。検察官の方からはよろしいでしょうか。では、続きまして今度は公判審理の関係では最後の話題事項ということになりますけども、この

ように証拠調べを終わった後で、最後に検察官、弁護人から最終のプレゼンテーションということで、論告、それから弁論というのが行われます。これは、この事案においての今までの証拠調べの結果を踏まえると、こういうふうに見るべきである、あるいは刑を決めるに当たってはこういった点を考慮してほしいといったような意見が述べられたと思いますけれども、その内容等はよく理解できましたでしょうかという質問でございます。論告や弁論を聞けば、もうそのまますぐに評議に入って、それぞれポイントごとに自分の意見を出し合えるというような感じだったのか、それとも後で裁判官の方からなど、この点はこういう意味で言っているんですよというような形で説明を補足して初めて理解して、意見を言えるというような感じだったのか、そのあたりについての率直な御感想を伺えればと思います。

7番

さっきも言ったとおり、量刑を争うだけだったので、検察官はこのぐらいです、弁護士さんはもうこのぐらいで最初からお願いしますみたいな感じだったので、ああ、このぐらいの刑で済んじゃうのかなというのが率直な感想でした。だから、別にそんなに、よく理解ができ、両者言っていることは理解ができるんですけど、理解して、ただ自分の中だけで、量刑に対しては、あっ、これが普通なのかという感じで臨みました。

司会者

ありがとうございました。刑を決めるに当たっては、多分結論として例えば何年とかというところもあるんですけども、そこの前に、じゃどういう要素をどのぐらいの比重で考えながら、被告人にとって、やった行為にふさわしい刑というところを決めていくことにはなると思うんですけども、そのあたりも論告や弁論で、それぞれの立場ごとにはっきり出ていたというような感じでしたでしょうか。ということ。

7番

ただ、ちょっとまれな事件だったんですけど、執行猶予もらっていて、前の事件

が出てきちゃったんです。争うのはその量刑だけみたいな感じだったもんですから、あつ、こんなものなのかなという感じでした。

司会者

なるほど。その前科との関係もどう見るかというのがちょっと一つ考えることではあったということですかね。

6番

検察側とか弁護側が最後に話していた内容自体は、主張してきたものですから、分るんですけど、量刑はやっぱりよく僕ら分らないです。何年とかって出てくるんですけど、それがどう出てきたかというのは、後で、今度は評議のときになるんですけど、それはもうよく分らないし、弁護側も減らして、このぐらい、本人が反省しているとかなんとかって言って、このぐらいだと言われても、それが何をどうしているのかがよく分らない。やったこと、それからやっていない、検察側はやったと、意思はあったとあって、こっちはやっていないんだというようなことで主張してきた部分があるんで、当然刑の、量刑の量はちょっと違うということは当然出てくるんだろうと思うけど、じゃ何年というのが妥当なのかどうかというのは、ちょっと我々聞いていてもよく分らないです、そこは。

司会者

おっしゃったように、また評議の方の話にもなってくると思いますけど、確かに数字をいきなり出されても、何でこれがこういう数字になるかというのは分りづらと思います。そのあたりはおいておくとして、どこに重点を置いて、どうそこが刑の意見と関係してくるかというあたりは、検察官、弁護人の意見を聞いていて。

6番

例えばたまたまこの犯人というんですか、前科何犯とあってやっていたんで、初犯とか、そういう人じゃなかったんで、そういうのも加味しているのかなというのはあるんですけども、やっぱり量刑のことは後でもまた出てくると思いますけど、どういうふうにしてこの長さを決めるのかというのが、ちょっとその場ではなかな

か理解ができないので、事実関係を聞いて、自分なりに、これは正しいなど、これは正しくないかなとかというのは自分なりに分ったんですけど、それが全体としてどこに重点を置いた量刑だったのかというのは、聞いていても、我々一般人というか、素人にはちょっと分からないところでした。

司会者

ありがとうございました。そのあたり、むしろ評議に入って、また少し裁判官からも説明あったりしてからという話になりますかね。ありがとうございました。5番さん、いかがでしょうか。論告、弁論の関係。

5番

事実認定とか、そういうやりとりというか、よく理解できるんですけど、今6番さんがおっしゃるように、我々がそれをもってして、その刑を何年にするとか、罰金を幾らにするとかという最終的には数字に置きかえられるわけですけども、その数字に置きかえるのはむしろ評議の席ではないかなと。やりとりを聞いていても、はい、それはこうですよ、幾らですよ、罰金は幾らですよというのは直感的に全く分かりません。それで、ちょっと話は飛びますけど、私はこれ自分の事件が終わってから、翌週、よその裁判所のインターネットを見ていたら、同じ事件が覚せい剤で同じ時期にあって、もしかしたら私が担当させていただいた事件というのはよその裁判所の事件でどういうふうな類似性があるのかなと思って、よその裁判所に傍聴に行きました。そしたら、それが正しいかどうかは知りませんが、それぐらい気にはなりました。自分らで決めたことの懲役何年、罰金幾らかという数字に置きかえることが果たしてどれだけ変換できるかというのは、評議のときにまたお話しさせていただきます。

司会者

ありがとうございます。4番さん、いかがでしょうか。

4番

私も6番のここに書いてあることについてはどうですかというんだったら、よく

理解もできましたし、さらにまた裁判長さんの方から説明もいただいたので、評議に入ることについては理解とてもできたと思っています。

3番

裁判官の方とか裁判長からの説明がなければ全く理解できたということではありません。やはり逆に理解できなかつた部分が多々あるのかなというふうに思いました。

2番

検察側と、それから弁護側、それぞれの立場で、それぞれの立場の意見が分る内容であったかなというふうに思います。それは理解できましたが、皆さんおっしゃっているように、量刑に結びつけるところのプロセスはさすがに分りませんもんですから、裁判官からの説明は、これは必須かなというふうに思っています。

司会者

ありがとうございました。今のは恐らく2番さん、あるいはほかの皆さんもですけども、評議に入ったところで裁判官からさらに位置づけ等を説明すると、より分ったというような御意見だと思うんですけども、逆に振り返ってみて、論告、弁論の時点でもう少しそのあたりが、裁判官からの説明、そういうのがなくても分るようになるためにはもう一工夫こういうのがあってもいいんじゃないかというので何かお気づきのことがあればと思いますけども、いかがでしょうか。

2番

それは何か参考資料を、過去の例だとか、差し障りのない参考資料はこういうのがありますというようなのを家で読んできてくださいとか、そういったのがあれば、事前に頭の中で整理して、どれぐらいの位置に今回はなるのかなというのは考えることはできると思いますけど、それがいいのか悪いのか、済みません、私判断がちょっと今できません。

司会者

そうですね。余りというか、家で何かやってきてくださいということはもともと



想定はしていないことなものですから。

2番

例えばですけど。

司会者

ありがとうございました。では、評議の方、今の刑の決め方、刑を決めるに当たっての評議の仕方というところも御意見お持ちだと思いますけども、そこも含めてということですけども、そちらの方に入りたいというふうに思います。裁判官が司会をやっているからということで遠慮なさらずに、率直に伺えればと思います。ざっと、どういう質問事項かというところを確認させていただきますけども、一つが評議の進め方ですとか、あるいは司会を裁判長がやったり、あるいは陪席のほかの2人の裁判官のどなたかが司会をやったりというのはそれぞれだと思っておりますけども、そこでの整理の仕方といったところが何か問題がなかったのか。今の時点で一体何を評議でやっているんだ、何を話しているんだろうというところがちゃんと明らかになったような形になっていたかどうか。それから、実際の評議に使った時間自体が適切なものだったのか。一つは、もっと時間かけないとちゃんと評議できないんじゃないかという面と、もう一つが、ここまでこんなに時間かけて評議をやる必要なかったんじゃないのといったようなこと。それから、もう一点、そういう評議の中で皆さんそれぞれ御自分が意見を十分に述べることができたかということでございます。それから、あるいはこういう場にも参加していただけた皆様ですから、御自身は意見は言うことはできたとしても、ほかの裁判員の方の関係で、もうちょっと例えばこういったような進め方をした方が意見を引き出しやすかったんじゃないかとか、そういったところを気がついたところを何でも伺えればと思います。

3番

評議についての時間のかけ方というのは非常に詳しく、いろんな角度から話し合いましたので、非常によかったと思っています。長過ぎたというような印象は全然持っていません。言いにくかったことということも全然ありませんし、やはりそ

の辺はたまたま私が担当した事件の裁判長がそういった雰囲気をつくってくれたのかなというふうに思いました。

## 6 番

評議は1日ちょっとあったんですけども、偏らずに、全員が意見が言えるように、順番にとか、分け隔てなく皆さんが発言されていたんじゃないかなということ、途中で、その間、間で裁判長の方からいろいろ解説したり、説明をしていただいたんで、よく評議はうまく整理できたんじゃないかなというふうに思っています。個人的には、ちょっとこの裁判の中で自分が発言するときに、僕も裁判長にも言ったんですけど、振り子のようになるんです。被害者の方に頭を、軸を置くと、大変だよねと。これ犯人側の方にちょっと行くと、あっ、こういう背景があつて、こうせざるを得なかったというのがぐるぐる、ぐるぐる自分の中で動くんです。やっぱり犯人のことを考えると、ああ、こういう事情、背景があつたから、こうせざるを得なかったかって自分なりにわけの分らないことを考えるわけです。また一回こっち側へ、被害者の方へ来ると、とんでもない加害者だと、こんなあり得ないような、人間としてあり得ないようなことをやっているというようなことを自分なりにやっている、振り子のように自分の中で動いて、発言が、被害者側に立って発言したり、加害者の方に立って発言したりとかとって、自分の中で整理がつかないような発言になったことも多分あったんじゃないかなと。やっぱり刑を、犯人側の加害者側に立つと、こういう事情があつたから、もうちょっと考えてもいいんじゃないかというようなことをやっぱり発言をして、一方ではまた被害者の証言なんかを聞いたり、こういう事実認定なんか、事実なんかを考えると、やっぱり犯人はひどいことをしたんだと、だからもっと重い刑にした方がいいんじゃないかななんて、そういう自分の中で振れて、果たしてこれどういうふうにしたらいいんだろうかなと、自分なりになかなか判断ができないというようなこともちょっと、皆さんと話し合いをしている中で、やっぱりありました。最終的には量刑というところは自分でも分らないんで、結局検察の方が言われた何年とかというようなことと、あと過

去のデータのものを紹介していただいて、このくらいじゃないかと。僕は、量刑って何か一つ一つの事実を積み上げていくのかなというふうにはちょっと思っていたんですけど、やっぱり過去の類似の事件の統計的な資料か何かが出てきて、大体このぐらいの事件だとこのぐらいですよねというようなことが言われて、自分もそういうところにやっぱりちょっと、それと違わないところへやっぱり収れんしていくというんですか、そこへどうも行ったような気がいたします。

司会者

ありがとうございました。恐らく過去の事例で大体この範囲で、こういう種類の事件だったら分布していると、その中できつとそれ以前の評議してきたところでの評価を加えると、その中でもこのぐらいに位置づけられますねというような感じで恐らく評議はされたということでしょうか。

6 番

はい。

司会者

ですから、評議というのはもうそれぞれいろんな方がいろんな意見出しますし、自分の中でも最初から固定されて決めた意見をずっと言うというんじゃないかももちろんなくて、おっしゃるとおり、この立場に立ってみたらこうでということを行いながら、徐々に意見が出るというような、そこはうまくいったということでもよろしいのでしょうか。

6 番

やっぱり1日かけてとか、その前日のところからなんですけど、やっぱりそれは十分な時間がとれたんじゃないかなというふうに思っています。

司会者

ありがとうございました。あとは、争いというか、若干評価に争いのある事件としては、2番さんも量刑だけということですけども、若干立場の見方等についての問題があったと思いますけど、評議の関係、全般的に御意見いかがでしょうか。

## 2 番

問題はなかったかなというふうに思っています。というのは、裁判官は公平な立場で対応していただいていたと思いますし、私も、公平な立場である裁判官が、ある一定の基準を持って、その基準でもっていろいろな整理の仕方とか、そういった説明をしていただいたというふうに認識しておりますので、非常によかったかなと思っています。あと、進め方については、時々いろいろな多様性を持った方々が集まって論議をするわけなので、時々外れた意見等が出る、それで時間を食ってしまうというところがあるところが若干見受けられましたけど、ここは一つプロポーザルですけど、進め方については、できれば論点を明らかにするために、せっかくホワイトボードがあるので、ちゃんと書いて、人によっては何話しているんだか分なくなるような場面もあると思うので、私も時々ありますけれども、今何やっているのかというのはホワイトボードにキーワードを書いていただいて、それで話し合いをしていただくというような形が意外と効果がありそうな気がします。そうすると、外れた意見も、はっと気がつく場面もあろうかなというふうに思います。それから、時間については非常に、かけ過ぎたということはないかなというふうに思っております。十分に意見を述べたということからいくと、それなりに自分の意見は言えたというふうに思っていますし、それからいろいろな人の意見を吸い上げるという意味でいくと、1人ずつ意見を聞いていったというようなやり方も非常に公平なやり方だというふうに思います。そこら辺はすごくよかったかなというふうに思っています。以上です。

## 4 番

私も最終的な量刑を決めるということにはすごく自分でも関心が一番深かったところなんですけど、これにはかなり慎重に、裁判長はじめ裁判官の方たちが丁寧に、さっき2番の方がホワイトボードとおっしゃっていましたが、私たちのときにはそのホワイトボードをうまく使っていただきまして、皆様に一人一人にまた、この件についていかがですかという感じで、一人一人に振って、意見を聞くんです。そう

すると、その言ったことをもう一人の方がホワイトボードに書いていっていただけ  
るんで、今言う聞き漏らしもあったし、ちょっとしたことも分りやすく、とっても  
分りやすくこの内容は進められたかなと思いました。それで、一人一人に振ってき  
たということは、みんなの意見がみんなに、この件はいかがですかという感じで、  
結果が出て、量刑が決められたという雰囲気がありましたので、自分ではこれは時  
間的にもよかったし、やり方も進め方もとてもよかったんじゃないかなと思います。

#### 5番

この事件の一つの審理を通じて、私に単独の量刑を出せというふうに言われれば、  
先ほども言うように、出ないんです。ただ、後で分ったことですが、薬物の事  
件というのはもう昔からあるし、日本全国にどこにでもある事件らしくて、そうす  
るとやっぱりどれぐらいの、どれぐらいのというのは例えば今回が初犯なのか再犯  
なのか、あるいは単独犯なのか組織犯なのか、自己使用目的か営利目的か、そうい  
うことを我々分析して、結果を出すわけですから、当初私が思っていて、自分だっ  
たら幾らにするとと言われても答えが出せなかったんですけども、全国幾らでもある  
よという、ついついやっぱり今まではどうでしたかということ参考をせざるを  
得なかったんで、それはよかったんじゃないかなと思います。統計も使いましたし。

#### 7番

私たちのときもホワイトボードで、みんなの意見で、話し合いの中で、じゃこう  
いう状況のときはどうなんですかと言うと、すぐ裁判官の方が図を描いて、ここか  
らこのぐらいの刑ですとか、また違う人が、じゃこういうのがつけ加わったらどう  
なんですかとかと言うと、1人の意見に対して必ずホワイトボードを使ってきちん  
と説明してくれて、裁判長の方というのはもっと気位が高くてと言ったらいけない  
んですけど、話をするのも大変なのかなと思っていたら、そんなことなく、ざっく  
ばらんに、裁判長からいろんなことを、こう思ったときはどうですかとか、いろん  
なことを問いかけてくれたりとか、割と皆さん年寄りの方も、私より年寄りの方も  
いましたし、若い20歳ちょっとの人もありましたけど、みんなでいろんな意見が出

て、やっぱり裁判長はじめ裁判官の方が上手に導いてくれたかなという気はすごくします。意見もいろんなことも言えましたし、何回も言うようですけど、量刑だけだったので、時間的にもちょうどよかったんじゃないかと。だから、いろんなことが話し合えたんで、そんな感じでいろんな話ことができました。出てみて、思ったより、あっ、分りやすかったかなって、事件が小さいと言ったらあれですけど、殺人とかじゃなかったんで、思ったより、あっ、こういう感じなのかという感じで済みました。

司会者

ありがとうございました。そうしましたら、あともう一点、裁判員裁判に参加したことに伴う負担について、御意見をお聞かせいただきたいんですけど、これは一つが裁判員裁判にかかわったということでのふだんの生活、お仕事や、あるいは家事、育児等の関係での御負担というのがございますし、もう一点が裁判員裁判を担当して、審理、評議、判決と、そういうことにかかわられたということでの負担として、何か特にこの点は負担だったとか、あるいはこうした方がいいということでの御意見があればということにつけ加えさせていただきました。

5番

守秘義務というのが気になるんです。それで、ここへ臨んですぐ分ったことは、守秘義務の一番、ここは守秘義務の範囲ですよと説明していただいたんで、助かったのは、要するに評議の席上のものが一番守秘義務であって、法廷は公開されているわけだから、守秘義務の範囲から外れるわけですよ。けども、余り守秘義務、守秘義務というふうに制約をかけられると、あっ、これ言っちゃいかんのかな、こういうことを話題にして世間話しちゃまずいのかなというのを強く感ずるんです。守秘義務というふうに余り言われちゃうと、もうそれ以上、それでどうだった、どういうことをとというと、評議の席だけじゃなくても、もうそれ以上聞いちゃ悪いなとか、向こうからもそれ以上おまえに聞けないよなというのがあるんで、守秘義務ということをもう少しくリアにできないものかなというのが私の経験から。

司会者

最初におっしゃったとおり，法廷で傍聴人も聞いて分るようなことというのは別に守秘義務じゃありませんので，こうこうこういう事件で，こういうことはやったよとか，あとは実際務めてみての一般的な感想みたいなところはもう構いませんので，一番基本はやはり評議の席でのまさに誰がどう言ったとか，どう意見が割れたとか，あるいは出た結論について自分はこう思うとかというようなところは御遠慮いただくというような形かなというふうに思いますけれども。ありがとうございます。ほかの皆さん，いかがでしょうか。ちょっと実はこういうところ。

7番

抽せんがありますよね，最初の。あんなに集める必要があるのかなって，どうせ選ばれちゃって，その中でまた選ばれてからなるわけですけども，40人弱ぐらいいて，その中から8人選ぶのが公平さを見せるのかもしれないけども，あれだけの人数が休んで，仕事を休んで，実際来るわけですから，あれだったら，もうちょっと簡素化して，8人選んで，その中で補助員をつけるとか，そういうふうにした方がいいんじゃないかなと思ったんですけど。

古玉裁判官

実際一緒に裁判させていただいた裁判員の方からもよくそういう話が出て，確かにそのとおりではあるんですけど，やっぱり選び方として，最終的に選ぶまでくじを行うんですが，くじの前の段階でも，例えば当日来られた方でも，実は事前に参加できるはずだったのに，実は仕事が入ってしまったりとか，当日ちょっと体調を崩されていてという方で，やっぱり当日になって辞退を認めないといけない方というのが，これまでの経験でもやっぱりどうしても出てきてしまうんです。ですから，やっぱりそういう方が何人出てくるかちょっと読めないというところと，あとは制度上，検察官と，あと弁護人の方で，特に理由は示さずに，この人は抽せんから外してもらいたいというような申し出ができるというような制度もありますので，実際40人ぐらいいらっしゃったとしても，最後くじを行うときにくじに参加されて

いる方というのは必ずしもそれだけの数の方参加されていないことが多い。万が一にでも、くじで残さなければいけない人数の方だけ残っていないということになると、また改めて最初の抽せんからやり直しということになってしまって、裁判がかなり先になってしまうのと、当日集まっていた方に、今日不成立でしたといったら全員帰っていただくということにもなりかねないんで、ということで実際には、せっかく来ていただいても、当日くじに選ばれませんでしたで帰っていただく方が多いのは非常に心苦しいんですが、ちょっとなかなか制度上の問題がありますので、いろいろ言っていてはいるんですが、結局今のような現状になっているところですよ。

司会者

御協力いただきましてありがとうございます。皆さんの方からほかに御負担の関係でよろしいでしょうか。では、ほかにもまた検察官、弁護士の方から、あるいは裁判官の方からあればお願いいたします。

川原弁護士

2番の方にちょっとお伺いしたいんですけども、ふだんやはり弁護士の立場からしても、弁論の際の量刑のことにに関してどういうふうに、いろんな方からも量刑についてどういうふうに基準出しているのかよく分からないという御指摘ありまして、このあたりは弁護士の立場としても、どうやって示していったらいいかというのは結構弁護士会でも常に問題意識がありまして、先ほどの話の中でいろんな裁判員の方からおっしゃっていただいていたのは、裁判官から評議の中で説明を受けて、その中から分ってきたという話を御指摘受けたんですけども、裁判官からどういう説明を受けて分ったのか、例えば冒頭でかなり、こういうふうな考え方をするという理屈の部分を見せてもらったから、分ったのか、それとも議論しながら、事実を見ながら、こういう分析のところで初めて、これはこういうふうに考えるべきだよというふうに何か議論をする中で理解を示していったのかとか、あとは逆にデータの分布を見て初めて、こういうふうに考えるんだって分ったとか、そういうどうい



う点で量刑の理解が、考え方が深まっていったかというところを教えていただければ、ちょっとフィードバックできるかなと思いますので、お願いします。

2番

今御指摘いただいた3点全ての説明と、それからプロセス、全てがかかわってきていると、全部必要だと思います。ですから、全体の説明ももちろん必要ですし、基準、基本的な考え方だとか、それから過去の例だとか、そういったもの全てがすごく参考になりますし、全部必要な要素を言っていたので、非常に助かりますけど。答えになっていますか。

司会者

検察官から何かございますか。

南部検察官

論告を検察官としては行うわけで、その場でどこまで分っていただけるかということを追求してやっているつもりでございます。その論告というのは恐らく評議の場でも参照されることもあるのかなと思いながらつくって、論告メモということで1枚紙みたいなものをお配りしていると思うんですけども、それは評議の場でも参照いただけるのかなと思ってつくっているところがございます。そういった観点で、論告のあり方につきまして、こういう点がよかったとか、あるいは先ほど3番さんがいろいろと分りにくいところが多々あったというふうにおっしゃってありましたけれども、こういった点が分りにくい、あるいは評議でこういった点が使いにくいとか、そういう本当に印象みたいなものでも構いませんので、少しお教えいただけるとありがたいかなと思います。

3番

初めてこういう席というか、裁判員ということに参加させていただいて、何も分らない中で参加したんですけども、やはり一番検察官の方の説明ですとか、いろんな資料とか写真ですとかをもとにした、時間制限のためか、少し私にとっては速過ぎて、ついていくのが精いっぱいだったということで、どうしても理解がない中で、

ちょっと後で裁判官あるいは裁判長の方の補足説明がないと、ちょっといまいち理解ができなかったなというふうに自分としては感じました。もう少し本当はゆっくりと時間をかけて説明していただければと思います。特に検察官の方の資料は多いですからということです。

司会者

ほかの皆さんも御意見あればですけど、よろしいでしょうか。

6 番

我々が市民として裁判員に参加する意味って何かなど。今回のこういう事件に参加して、裁判官の人たちと話をして、何かやっぱり我々の感覚がどういうところに反映されてきたのかなと、どういうふうに反映してきたのかなと。さっき言った量刑のところなんかでも、正直、検察が出した量刑があって、それで統計があって、すると大体みんなその辺でやるわけです。そうすると、別に我々いてもいなくてもそんな余り関係ないなど。だから、市民として参加したときに、我々の意見ってどこにどういうふうに反映してきたのかなというのがどうもいま一つ、結果として反映されていたような覚えがというか、余り実感がどうもないんです。よくテレビ見ているおかしいなと思うこともあるし、我々が実際に参加してみると、我々の感覚って何か、あれっと思って、検察の方とか弁護人の方が言っていることと余り変わっていないのかなと、やっぱりちょっと引きずられている部分があったりすると、裁判員の意味って、あれっ、どこにあったのかなというような、反省的な部分はちょっと今しているんですけども、だからやっぱり我々の感覚がこの裁判員、特に評議のときにどういう形で生きてくるのか、生かさなきゃいけないのかというのをもうちょっと考えた方がよかったかなと、今ちょっとそんな感じをしています。

司会者

今のは裁判官に対する質問も含まれた趣旨ということでよろしいでしょうか。これ別にいわゆる先ほどおっしゃったような量刑の評議であっても、裁判官も別に事前に自分の中では結論を決めているというような話では全くございません。先ほど

6番さんもおっしゃったように、一つはやはり一定のこういう種類の事件といたしますと、ではその種類の事件というのが一般的にどのぐらいの幅で刑が決まっているかといったようなことは、データベースを見ながら参考にはするということは当然あるのが一般的だと思います。けれど、それも何か似た事例があるから、それと一緒にいいやというようなことじゃ全くございませんで、恐らくそれは幅のある中で、またそれが実際のこの事件の評価を考えたときにどういう位置づけになるのかというところは評議するということですし、そこは、じゃその評価をどう見るかといったところも含めて、先ほど6番さんも自分の中でもいろんな見方があるからということで意見が出たというのは、それは裁判官も一緒です。そこが、ですから裁判官だけではなくて、いろんな経験を積まれてきた、いろんな意見というのを出し合うということが、ちょっと自分には思いつかなかったような捉え方ということも含めて、納得できたり賛同できるようなところというのはきっとそこが意見として収束していくというようなところだと思いますし、そんな感じの中で、それぞれ何か決まったこういうところにはまって、自分をちょっと変えていかなきゃならないなという話ではなくて、そこで気づいたことなり疑問点なりを出し合っていくというのが、事実認定も含めて、大事なことかなというふうには、個人的な意見としては思いました。

古玉裁判官

私自身もなかなか、この制度の意味がどこにあるのかというのは、実際担当する中でも考えてきてはいたんですけど、裁判官ってなかなか難しい立場で、選挙で選ばれているわけじゃないけど、多分民意とかけ離れたことをやってしまうと、全く信頼がなくなって、裁判に対する信頼というのが失われてしまうんですね。ですから、裁判官というのはどこかで民意というか、やっぱりみんなが考えていることはどういうことなんだろうと考えて、それをやっぱり少しずつ反映させていかなければいけない立場にあると思います。ただ、それをやっぱり直接聞いているわけではないんで、例えばこれまででも、いわゆる量刑が、動いてくるのが例えば10年、

20年かけて、みんなが少しずつ感じ取って、徐々に変わってきて、10年たつと、やっぱりある程度変わってきていたというのがあるんですが、今度直接刑を決める場、判断をする場で直接意見を聞きながらその事件に反映させていけて、最後は1人1票という形で決めるわけですから、今まで10年、20年かけて何となく感じ取ってきていた変化というのが、より短い期間でダイレクトに変化があらわれてきているんで、そういった意味で皆さんの考えていることと裁判官、職業裁判官が考えていることの差を縮められるタイムラグというのは短くなってきているんじゃないかと思います。ただ、そのとき例えばきのうまで懲役5年だったのが急に懲役10年になるというのは、やっぱりそれだと突然変わり過ぎて、それもやっぱりみんなついてこれなくなってしまうと思うんです。きのう裁判受けたら5年だったのに、今日裁判受けたせいで10年になっちゃったみたいなことだと変わり過ぎなんで、そこはやっぱり難しいところで、それまでの裁判のあり方と途切れない形で、つながって行って、徐々に変化させていくということで、やっぱりそれが今までに比べれば、よりダイレクトな形で変化がこれからは生まれてくるんじゃないかと思います。ただ、やっぱりそのときに途切れてしまわないような形で、うまく、いい形で民意を取り入れていくことができるかどうかという、やっぱりそこは常に考えてやっていかないといけないのかなというのを、答えが出たわけじゃなくて、これまで考えてきて、そういうところは意味があるんじゃないかなと私自身は感じているところです。

司会者

2番さん。

2番

先ほど過去の判例に引っ張られちゃうというような御意見もありましたけど、もちろんそういう可能性もありますけど、片や基準ポイントをどこに置いたらいいか全く分らないというところでいくと、それが頼りになるというのも一つの事実だと思うんです。確かに引っ張られちゃう可能性もなくもないので、ギャップって一体

どこにあるのかしらというような観点からいくと、例えば基準の前に、皆さんどう思いますかとか、そこで多分基準が出てきて、ギャップが見えると思うんですけど、そのギャップを埋めていくのも一つの評議のやり方かなという気もするので、具体的に、じゃどうするのというのはなかなか難しいと思いますが、何かそういう切り口もあっていいのかなというふうに今感じました。

司会者

ありがとうございます。よろしいでしょうか。それではあと、傍聴されております報道関係の方からも何か質問があればと思いますけれども。

埼玉新聞

2点ほど質問させていただきたいと思うんですけども、今ちょっと話題に上がっていたところをもうちっと詳しく聞きたいと思うんですが、民意だったり市民の一般感覚みたいなところはかなり皆さんの言葉、ざっくばらんで、なかなか裁判の場では聞くことがない、人間らしい感覚というか、かなり聞かせていただいたんですけども、そういったものがどう反映されたかですとか、そういうものが参加することによってどういった意味があるかというところについて御意見があれば、今ちょっと量刑に関してだけだったんですけども、量刑に限らず、御自身の周りの方たちだったりとか、一緒に裁判していらっしゃる法曹関係の方だったりとか、そういうところにどういった影響があったかななどを聞かせていただけると助かります。

6番

評議というか、やるときに、やっぱり事件が起きたと、その事実関係とか、事実認定とか、証拠に基づいたディスカッションをずっとやっていくということなんですけど、僕はやっぱりこの事件の背景とか、事件の、人間が起こした事件の背景って一体何だったのかというのが余りその場ではやっぱりないんですよね。事件の本質、事実だけを調べていって、これは正しいか正しくないか、証拠に基づいて判断すると。感覚で判断しちゃいけないということを言われて、必ず検察側が出した証

拠、証拠に基づいてこれが正しいのかどうかということを考えてみてくださいというふうに言われたんですけども、じゃ犯人が起こした事件の背景って一体何だったのかということ余り議論がないもんですから、もうちょっとその辺も、人間として、やったことは悪いんですけど、なぜこういう事件を起こさなきゃいけなかったのか、やらざるを得なかったのかということをもうちょっと前段で少し話してもいいのかなというようなちょっと感じは僕は持っています。

司会者

ありがとうございました。質問の趣旨としては、何か補足してほかにも聞かれるようなことはありますか。

埼玉新聞

裁判を進めていく中で、ふだんから裁判に通っているわけではないので、なかなか理解が難しい点があると思うんですが、そういうのを説明、裁判官の方にされながら進めていくとは思いますが、そういった説明を受けてもなかなか理解が難しかった点というのはどういうところでしょうか。

3番

私の場合には、理解が難しかったということは、自分の理解不足からそう思うのかどうか分かりませんが、ほとんど理解できたなというふうに自分としては思っています。特に、先ほども言いましたように裁判長とか、裁判官の方ももちろんそうなんですけど、補足説明がなかったら、先ほど言いました非常に難しい事件で、暴行する場合に他の犯罪の意思があったかなかったかということによって量刑が物すごく変わるんだということが分なくて、検察の方も説明されたときにそういったことを触れられていたのかどうかも、先ほど言いましたように、ついていくのが精いっぱい、ちょっと聞き漏らしているのかもしれませんが、そのところが全然分なくて、裁判長の方からそこを説明されて、やっと理解できたかなということ、そんな印象でした。

司会者

補足いたしますと、量刑だけでなく、もともと成立する罪の名前が変わってくるというあたりの法律的な問題のところも関係しますでしょうか。ありがとうございます。

埼玉新聞

ちょっと質問を変えまして、説明で初めて知ったことなどあれば、お伺いしたいんですけども。

2番

答えになっているかどうか分かりませんが、意外とIT化が進んでいて、過去の事例からデータベースに多分されていると思いますけど、経緯だとか、そういったものが分るような形になっていて、それがすごく参考になったのと、あとそういったちょっとの側面しか見ていないので、もうちょっと我々が全般的な流れ、過去からの流れを理解できるような何か統計資料とかがあるといいかなというふうに思います。

司会者

すみません。今の統計資料というのは、何か刑を決めるときの材料という意味でしょうか。

2番

決めるときというか、これは何のときでしたっけ。評議のときですね。参考資料として。

司会者

余りいろいろ統計資料とか、細かいのが出てきて、それにとらわれてというのも、またそれはそれで、ちょっとどうなのかというところはあるんですけど。

2番

例えば刑がだんだん重くなってきていますよというような説明もありましたけど、そういったものだとか、そういったトレンドがもしかしたらと、見やすい統計資料ができるのではないかなと思ったので。

司会者

ありがとうございました。ほかの皆さん、よろしいでしょうか。

埼玉新聞

すみません。最後に一点よろしいでしょうか。今回裁判員を務めた後に刑事事件に対して見方が変わった点ですとか、周りで裁判員などを経験されたことがない方でもこういうことを知っておくといいんじゃないかということがあれば、お伺いしたいんですが。

司会者

いかがでしょうか。何か自分の見方が変わった、あるいはこれからやるんだという方がいたらちょっとアドバイスのなものでも、気がついたことがというところでございますけど。

埼玉新聞

別の裁判に足を運んだみたいな話もありましたので、経験した後に、ニュースとかでもかなり刑事事件は多く扱われていると思いますけれども、見方などが変わったとかがあれば。

司会者

3番さん、どうぞ。

3番

やはり自分が一番変わったなと思うのは、報道なんかいろいろ、あるいは新聞記事も含めてですけど、テレビとか見ていて、やはり被害者とか、その親族の声をよく聞くようになりました。今までは聞き流していたようなことが多かったんですけど。

5番

今の御質問に答えたことになるかどうか知りませんが、裁判員制度始まって5年ぐらいになりますよね。その経過を伺っていると、何か裁判員になりたくないという人の方が増えて、じゃやってもいいかなという人の割合は少なくなりつつ



あるというふうに私は理解だか、聞いているんです。そのためには、やっぱり今までの5年間の経験を踏まえると、やっぱり裁判員制度というのは何か負担なのか、何かもう一步、一般国民の背中を押してくれるものが足りないのかなと思うんです。ただ、私個人に当てはめれば、私は、やってよかったんだよ、あなたももしそういう機会があればやったらどうという勧めるつもりではいるんですけども、10人のうち七、八人はもう初めからやりたくないというぐらいじゃないかなと思うんです。だから、それをいかにしてふやそうとしない限り、もし仮に裁判員裁判が始まって、その大義名分が司法制度の改革とかなんとかに発端があるとすれば、何か順調な歩みではないような説明をしたくなりますね。だから、その一つが、先ほど言ったように、ささいなことかもしれないけども、守秘義務、守秘義務なんて言われたら、もう嫌だよとか、事件が凶悪なものだったら、残虐なものだったら、そういうのは自分もかかわりたくないよとかというのがいろいろあるんでしょうけれども、やっぱり裁判員制度というのをもう少し前に押し出すためには今まだ何か足りないようなものがありますよね。

司会者

ありがとうございました。長時間お答えいただきまして、ありがとうございました。本日伺った貴重な御意見というのを今後の裁判員裁判等にまた生かして、これからも改善に努めていきたいというふうに思っておりますので、御協力のほどよろしく申し上げます。本日はまことにありがとうございました。